

平成30年9月28日

河内長野市 報道提供資料

## 元本市職員に対する告訴について

相続税の相談を受けた市民から本市の権限外の業務である相続税の名目で金銭を預かったものの、当該金銭を自己の目的に費消した元本市職員である松井欣一（平成29年10月18日付け懲戒免職。現在大阪地方裁判所堺支部において刑事事件が係属中。以下「松井」といいます。）について、当該職員が別の罪となるべき行為をしていたことが新たに判明したため、平成30年9月27日付けで、河内長野警察署長に以下のとおり告訴を行いました。

### 1 罪名

業務上横領罪（刑法第253条）

### 2 事案の概要

本件は、平成24年ころ、当時税務課参事であった松井が、上記の市民とは別の市民に係る平成24年度の府市民税について、当該市民が死亡した後に当初の課税額である約97万円から不当に約27万円を減額する旨の決定をしたうえ、減額後の府市民税の額である約70万円を当該市民の妻から受領したものの、これを着服し、業務上横領したものです。

### 3 その他

松井は、本件以外にも同様の態様で複数の犯行を行っている疑いがありますが、警察との協議の結果、立件が困難であるとの結論に至ったため、本件告訴の対象とすることができませんでした。

（問い合わせ先） 河内長野市 市民生活部 税務課

TEL 0721-53-1111